

大学等の無償化 子ども3人以上の世帯への支援を拡充します！

開始時期

令和7年度～(入学生・在学生)

※令和6年度以前から在学している方も対象となります。

支援対象

子ども3人以上の世帯

減額支援

授業料70万・入学金26万

(私立大学4年制の場合70万円×4年+26万円が減額支援)

※令和7年度からの多子世帯への支援は、授業料等の減額支援のみです。現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。

申込手続

令和7年度入学後各学校で

所得制限

所得制限なし

学業要件

学修意欲があれば採用

進学後に満たすべき要件は



チェック✓

◆ 子ども3人以上の世帯が対象



- 3人同時に扶養(親族から経済的援助を受けること)されている間は、第1子から支援対象となります。
- 第1子が就職を機に経済的に自立するなど扶養から外れた場合は支援対象外となります。

R7年度改正のよくある質問は



チェック✓

◆ 要件を満たした大学・短大・高専・専門学校が対象



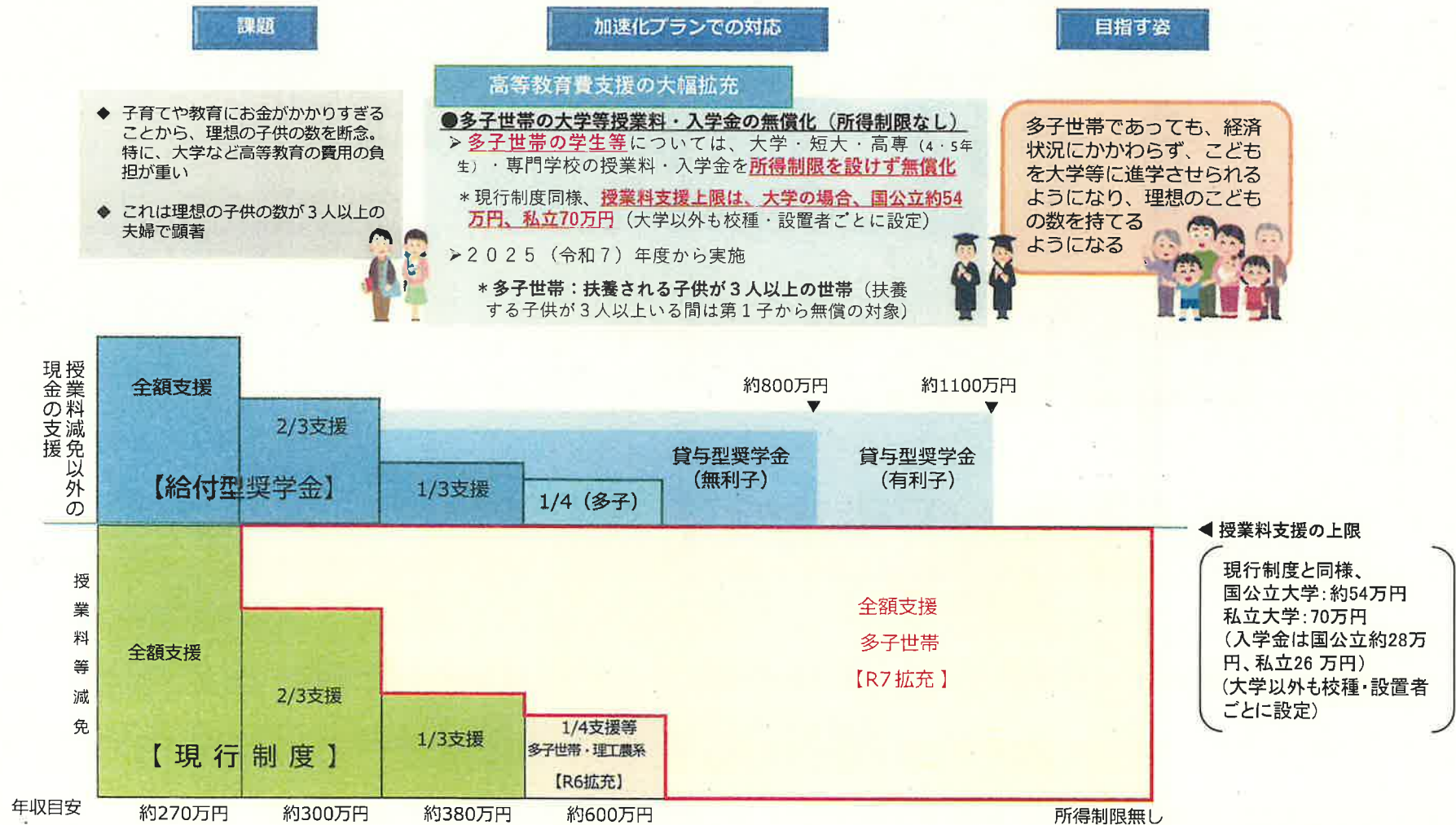
- 一定の要件を満たした学校(大学・短期大学・高等専門学校(4・5年)・専門学校)が対象となります。
- 対象外の学校に入学した場合は支援を受けることができません。

支援の対象となる学校は



「加速化プラン」による施策の充実 【多子世帯の大学等授業料・入学金の無償化】

高等教育費により理想のこども数を持てない状況を払拭するため、2025 年度から、多子世帯の学生等については授業料等を無償とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。



「子供3人を扶養している間の大学等無償化」のイメージ

考え方

- 子供が何人いても、全ての世帯の大学等の授業料等の負担を最大2人分までにする
※子供が多い家庭への支援という趣旨

- あわせて、「同時に多くの子供を扶養して、家計負担が重くなっている時期」の教育費負担を軽減。

目指す効果
(例)

- 「高等教育費が障壁となって3人以上の子を持たない」という状況を改善
※予定の子供数が理想より少ない世帯において、最も多い理想子供数は「理想3人以上」。
※「理想3人以上」の場合、理想の子供数を持たない理由として最も顕著なのは子育て・教育費。
- 多子世帯において、長子等の教育費負担が第2子以降に影響しないようにする。

